



## 新潟県後期高齢者医療広域連合公告第1号

地方自治法第243条の3第1項並びに新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成19年3月1日から同年3月31日までの財政状況を、次のとおり公表する。

平成19年6月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



### 財政の動向及び財政状況

近年の急速な少子高齢化に伴い高齢者医療費が増大する中で、その費用を支える世代間の負担の公平や財政基盤の安定化を図るため、医療制度改革が求められていました。

このような背景のもと、平成18年6月21日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、75歳以上の後期高齢者の医療については、現行の老人保健制度に代わって新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まります。この制度を確立し円滑に運営することを目的に、新潟県内の全市町村が協力・連携して平成19年3月1日に新潟県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

平成20年4月からの制度施行に向けて、平成18年度は広域連合設立に伴う各種条例・規則の制定、事務所の設置などの事業を行いました。平成19年度は、広域計画の策定、電算システムの構築、保険料の算定、被保険者証の交付などの事業を進めていきます。

これらの事業費の主な財源については、広域連合の構成市町村からの負担金(別表)によるものであり、効率的で健全な財政運営に努めています。

なお、以下に説明する広域連合の財政状況は、平成18年度の決算額ではなく平成19年3月31日現在の状況を公表するものです。

◎平成 18 年度の財政状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

1.歳入歳出予算の執行状況

【歳入】

(単位：千円)

区 分	予算額 A	収入済額 B	収入率(%) B/A*100
分担金及び負担金	9,405	9,405	100.0
諸 収 入	1	7,001	700,100
合 計	9,406	16,406	174.4

【歳出】

(単位：千円)

区 分	予算額 A	支出済額 B	執行率(%) B/A*100
総 務 費	9,148	8	0.1
予 備 費	258	0	0
合 計	9,406	8	0.1

2.財産及び一時借入金の現在高

【財産】

(単位：千円)

区 分	現在高 A	増 減 B	現在高 (A+B)
公 有 財 産	0	0	0
物 品	0	0	0
債 権	0	0	0
基 金	0	0	0
合 計	0	0	0

【一時借入金】

(単位：千円)

借入残高 (H19.3.31 現在)	(限度額議決なし)	0
--------------------	-----------	---

参考資料

(別表)

構成市町村負担割合

(新潟県後期高齢者医療広域連合規約第17条関係)

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備 考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口の割合により算出するものをいう。